第9回小金井市男女平等推進審議会

平成25年1月28日(月) 午後3時~午後5時 場所:第一会議室

次 第

1 内容

- (1) 第4次男女共同参画行動計画(素案)に関するパブリックコメントへの意見に対する回答(修正案)について
- (2) その他

(配布資料)

資料1 第4次小金井市男女共同参画行動計画(素案)に対する意見及び検討結果 (修正案)について

資料2 委員作成資料

パブリックコメント実施結果

第4次小金井市男女共同参画行動計画(素案)に対する意見及び検討結果(修正案)について

意見募集期間:平成24年11月15日から平成24年12月14日まで

意見提出数:13件・5人

No.	項目 (施策)	意見	意見に対する検討結果(修正案)
No.	基本理念	バランスが軸となるのか強い理念が感じられない。人間として生きていく上で、どうしても男女	旨や近年の動向の中でお示ししております。 しかし、ご意見を踏まえ、p10基本理念のページの5行 目後半より、以下のように加筆致します。

	男女共同参画に関わる動向/ 基本目標 I 互いに認めあい、男女平等意 識を備えたひとを育む (人権尊重・男女平等意識の 普及・浸透)	よって、ジェンダー視点による情報を市民に発信しており、国立女性教育会館や東京ウイメンズプラザに所蔵されている。市図書館ラック等に置いてあるが、市民に行き届く前になくなってしまっている。素案に「かたらい」の発行とのみある	「かたらい」については、市公共施設、市立図書館、小・中学校への配架をすでに行うとともに、ホームページでも公表しており、市民の誰もがお読みいただける環境が整っています。 今後もより多くの市民の方に読んでいただけるよう、バランスの欠くことのない十分な配架に努め、男女平等意識の普及が図れるよう、周知に取り組んでいくものです。そのため、p19(1)に含まれる主要事業「情報誌『かたらい』の発行」を「情報誌『かたらい』の発行」を「情報誌『かたらい』の発行」を「情報誌『かたらい』の発行」を「情報誌『かたらい』の発行」を「情報誌『かたらい』の発行」を「情報誌『かたらい』の発行」を「情報誌『かたらい』の発行」を「情報誌『かたらい』の発行」を「情報誌『かたらい』の発行」を「情報誌『かたらい』の発行」を「情報誌『かたらい』の発行」を「情報誌『かたらい』の発行」を「情報誌』の発行」を「情報誌』の発行」を「情報誌』の発行」を「情報誌』の発行」を「情報誌』の発行」を「情報誌』の発行」を「情報誌』の発行」を「情報誌』の発行」を「情報話』の発行」を「情報話』の発行」を「対している。
3	識を備えたひとを育む	男女共同参画を地域に浸透させる役割を担う事業だと記している。2011年・2012年度の企画はアプローチに工夫があったものの、趣旨を参加者へ伝える目的意識が弱いのではと感じた。市の唯一の	いただいたご意見を踏まえ、「こがねいパレット」をは じめ、今後もたゆまぬ啓発活動が図れるよう、p19(1) の文章を以下のとおり加筆致します。

	I dda d and and a		
	基本目標 I		学校教育における男女平等教育については、p.23教育の
	互いに認めあい、男女平等意	女も) はもう放っておいて、子ども達の「男女共	場における男女平等教育の推進における「幼少期や学校教
	識を備えたひとを育む	同参画意識」を育てることが優先だと思う。小金	育における男女平等教育・学習の推進」において位置づけ
		井市内の小・中学校ではきちんとカリキュラムの	
	育・学習の推進)		また、大人のための男女平等・男女共同参画に関する啓
	月 子白()在连)		
		欲しい。	発や学びについては、男女共同参画シンポジウムの開催の
		┃ 家庭教育も必要だが、子供をきちんと教育でき	ほか、p.23生涯を通じた男女平等推進教育における「地
		る親を育てるためにも、社会教育としての男女共	域・社会における教育・学習の推進」において、本計画で
		同参画のための啓発事業は続ける必要があると考	も位置づけています。
4		える。小金井市が市の施策としてやるべきことと	しかし、いただいたご意見を踏まえ、p23 (2) の文章
		考える。市民の知恵をもらう事と市民へ丸投げす	
		るのとは意味が違う。啓発事業は、人が多く参加	
			「だれもが、生涯にわたり男女共同参画に対する理解を深
		かで判断されるべきことであるため、啓発事業は	
		継続し、常にあることが必要と考える。	実践できるよう、多様な学習機会の提供に努め <u>るととも</u>
			に、庁内の情報共有や連携を図ることで、市民の活動支援
			に努めます。」
			1-21-2-0 1

ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すことが取り上げられているが、日本の女性の貧困率が高く、なかでも男性と比較して女性のワーキングでの比率が高いことへの言及が欠落している。 マブルの研究においても、男性と比較して若年層がら中高年層に至る広い範囲の年齢層の女性たちが、貧困に陥っていることが明らかにされている。こうした傾向は日本においてみられるものであり、先進諸国では見られない現象である。こうした問題意識も基本行動計画の視点として盛り込まないと目標のリアリティに欠けると思う。

支 いずれの研究においても、男性と比較して若年層 本計画では、p. 27働く場における男女平等の推進や、 から中高年層に至る広い範囲の年齢層の女性たち p. 28女性の就労に関する支援、p. 31各家庭の状況等に応じが、貧困に陥っていることが明らかにされてい た支援において対応しています。

3行め中盤:

市民一人ひとりが多様な生き方を選択でき、家族や地域社会の一員として責任を分かちあいながら積極的に活動していくためには、ワーク・ライフ・バランスの考え方に基づいた暮らしを実現することが必要であり、自立した個人として自分の人生に満足感・安心感を得て、充実した生活を送ることができるような環境づくりへの取組が必要です。そのためには、働きやすい就業環境づくりは重要な要素の一つとなっているものの、依然として就業形態などの違いを背景とした男女間の平均賃金に格差がみられることに加え、女性のみならず男性においても非正規労働者が増加するなど、変化する雇用環境に対応した支援が求められています。

10行目以降:

「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」など、 男女が互いに協力して働き続けるための法制度上の環境は 整いつつあるものの、身近な就業環境において、性別や年 齢にかかわらず<u>雇用機会や待遇等が確保され、</u>個人の意 欲等を重視し、だれもが働きやすく自らの能力の向上や活 躍を目指すことができるよう支援していくことが必要で す。

6		護に対する支援は重要であると認識しており、さまざまな 取り組みを本計画の中でも位置づけています。
7	のは、少子高齢化といわれる社会で「ここを変えなければ」という思いが伝わってくるのでいいと思う。 そこで、子育て支援の充実の具体的なこととして、市ができることは何かをもっとはっきりと示して欲しい。例えばp.31「保育所の待機児童解消	また、保育所の待機児童については、 <mark>保育課で配布している</mark> 「待機児童解消方針」で待機児童の状況や解消に向け

8	基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実 現した暮らしをめざす (生涯を通じた男女の心身の 健康支援)	と書いて欲しい。 性に関しては、興味本位の情報が氾濫している のに、正しい情報や考え方、女性の人権に関わる	また、思春期女性への教育については、同施策の方向性の中の「思春期保健対策・健康教育」で位置づけています。 しかし、その点をより明確に示すために、p34(2)の文章を以下のとおりあらためます。 「生涯にわたってだれもがいきいきと充実した生活が送れるよう、健康に関する学習 <u>や性教育の機会提供</u> 及び周知・啓発を行うとともに、個人の年代や状況等に応じた健康増進事業を実施することで、心身の健康づくりを支えま
9	する仕組みをつくる	p. 43防災・防犯分野における男女共同参画は、 東日本大震災で見えた女性問題の視点を踏まえた 項目であると思うが、震災によって見えた問題は 何なのかを検証し、どのような施策が必要なのか を明確にし、必要な対策を講じるなど、もう少し 具体的に記述しないと進まないと思われる。	東日本大震災を踏まえた女性に関する視点については、
10	基本目標IV 男女共同参画を総合的に推進する仕組みをつくる (庁内の推進体制の充実・強化)	政職員の方々の教育が必要ではないか。	行政職員の教育については、p. 46庁内の男女平等の推進における「市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備」の中の「職員研修の充実」として位置づけております。今後も、行政全体の意識の向上に取り組むことを記したものです。いただいたご意見を踏まえ、p46(2)の文章に以下のとおり加筆致します。 「本計画を総合的かつ計画的に推進し、実効性のあるものとするため、企画政策課男女共同参画室が軸となって、庁内の推進体制を整備します。また、国や都、他自治体との連携や情報共有に努め、地域と行政が一体となって男女共同参画を推進するための仕組みづくりを進めます。」

11	する仕組みをつくる(庁内の推進体制の充実・強化)	「充実」とか「推進」という言い方ではなく、重点としている○印なり、★印のところは特に、年次計画を示し4年後に評価できるようにしてほしい。評価をどのようにするのかが不明ですが、評価の観点を示し、毎年その結果を市民に公開して欲しいと思う。	「定期的な調査を通じた計画の進捗管理及び評価の仕組みづくり」として位置づけています。 今後、評価の仕組みづくりに取り組み、計画の推進が図られるよう、体制づくりに努めることを記したものです。また、これまでの取組については、p7~8ですでにお示していますが、よりわかりやすくお伝えできるよう、p6中段を以下のとおりあらためます。 「その後、男女共同参画に対する市民の気運が高まる中、市の姿勢と取組を広くアピールするため、平成8年(1996年)に「男女平等都市宣言」を他の自治体に先駆けて層推進し、男女平等社会の実理を指すため、平成15年(2003年)に、男女平等社会の実理を指すため、平成15年(2003年)に「第3次行動計画個性が輝く小金井男女平等プラン」を策定しました。同年「小金井市男女平等基本条例」を制定し、男女平等推進審議会を設置するなど、制度の仕組みを整えてきました。平成22年(2010年)には、「小金井市配偶者暴力対策基本計画」を策定し、さらなる制度の充実が図られています。また、市民や市民団体の参画による男女共同参画を推進するため、「こがねいパレット」の開催、情報誌「かたらい」の発刊を継続して行うなどの施策を進めてきました。今後より一層の施策の推進のため、平成25年(2013年)の第5期小金井市男女平等推進審議会(井上惠美子会長)からの答申を踏まえ、本計画を策定しています。」
12	その他	が編纂発行した小金井市初の女性史は市の貴重な 財産と記している。現在、市は新たに小金井市史 編纂の準備中で、女性市民が関わっているもの	いただいたご意見を踏まえ、市史編纂の部門と連携しながら、正しく市の男女平等・男女共同参画に関する施策の歴史が伝えられるよう、p19(1)の1に「女性史の視点を取り入れた市史編纂・発行」(生涯学習課)の主要事業

13		素案のすばらしい言葉が現実になるにはどうしたらよいのか正直わからない。でも、しつこく継にはなったのかでしょう。一様して考え続け、行動するしかないでしょう。一人一人が自分が今どこら辺まで「男女共同参画」を理解できているのかチェックできるフォーマットでもできると日常的に気軽に話し合うきっかけになったりして、面白いかもしれない。本計画においては、p. 19人権・男女平等の意識改革の推進の「人権・男女平等に関する各種啓発資料の作成・活用」を位置づけております。いただいたご意見は参考にさせていただき、今後も事業の推進を図っていくことを示しています。
----	--	--

意見1⇒【P.10 「本市が目指すべき社会は…」以下7行の代案】

本市が目指すべき男女共同参画社会は、「男女が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

第3次行動計画では、「人として平等な社会をめざして 男女共同参画社会の推進を」を掲げ、 さまざまな取組を進めてきました。しかしながら、計画を実行していく過程で、特に二つのこ とが明らかになりました。

第1は、「人権尊重」というキーワードを掲げることの必要性です。DVのない社会の実現、 さらには、女性・男性・子ども・高齢者・障害者・外国人、その他あらゆる人々の人間として の生命・生活が尊重され、共生し合う社会の実現なしに、男女共同参画社会の実現はあり得な いということを、明確にする必要があるからです。

第2は、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」というキーワードの浸透を図り、 理解を深め、共有していくことの必要性です。男は仕事女は家庭と決め込んでいた性別による 固定的な役割分担意識に基づく社会の仕組みを残したまま、女性が職場に参加して従来男性に とって当たり前とされていたような長時間労働を行い、家事育児との2重負担を担うことにな れば、重圧に耐えかねて非婚化・少子化・非正規労働化・無収入化などが進行し、健康を損な ったり人間らしい生活から遠ざかったりする事態も生じかねないことが明らかになるとともに、 長時間労働にあえぐままでは、男性の家庭参加も進みにくいことがわかってきたからです。

地域社会も、個人も、家庭も、「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意しながら、 その実現を支える啓発・教育・支援等の仕組みを発展させ、新しいライフスタイルを創ってい くことを通して、意識と実態とがあいまった男女共同参画社会を形成していくことが必要です。 これらの点を踏まえて、本計画の基本理念を「人権尊重とワーク・ライフ・バランスによる 男女共同参画社会の実現を目指して」と定めます。

意見5⇒【P. 25 第4パラグラフとして追加】

日本では、男女の賃金格差が依然として大きく、女性のワーキングプアー化が問題とされ、 困難に直面するシングルマザーも顕在化しています。それに加えて、女性のみならず男性に おいても非正規雇用化が進み、とりわけ若い層においては、貧困化が両性ともに進行してい ます。その結果、非婚化や少子化、将来の無年金化等の不安を抱えて生きる人々が増加して います。本市においても、各種支援の充実により、人々が窮境から脱して、ワーク・ライフ・ バランスを実現しやすい地域社会づくりを進めることが、求められています。

組織改正 男女共同参画室・市民協働 (仮称)協働推進・男女共同参画係 の創設

(1) 目 的

危機的財政状況において、限られた人的資源を最大限に活かし、市の重要課題である「市民協働」及び「男女共同参画」を既存の組織を活用し、ともに市の施策として発展的にレベルアップを目指す、「創造的組織改正」という位置付け。

(2) 背景

① 男女共同参画室

- (1) 現在、第 4 次男女共同参画行動計画を平成 24 年度に策定し、今後計画を 推進していくべき、より具体的な行動が求められている。
- (2) 今後、少子高齢化社会から人口減少社会に向かって、女性をはじめとする 多くの市民の参加が求められている。

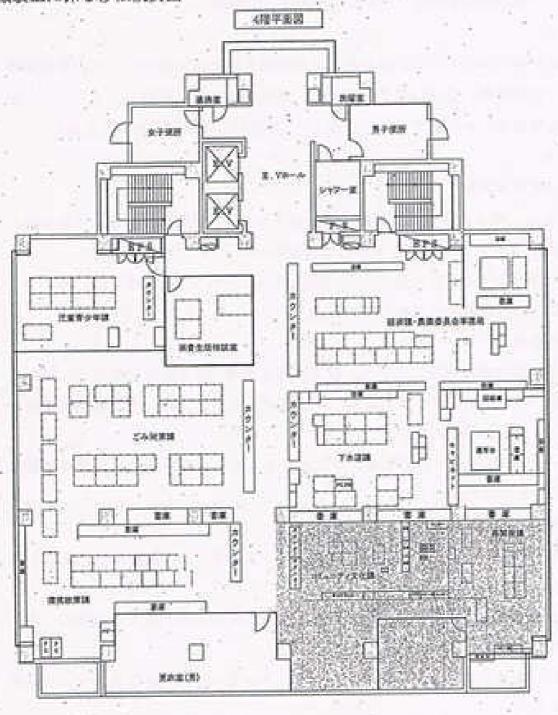
② 市民協働

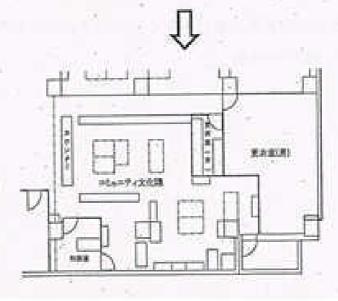
- (1) 危機的な財政状況において、第4次基本構想、第3次行財政改革大綱に基 づき、多様化高度化する市民ニーズに対応していくため、市民協働を推進し ていかなければならない。
- (2) あり方検討委員会の答申後、次の段階として、小金井市の市民協働を推進 していかなければならない。

(3) 期待される効果

- (1) 男女共同参画からの視点をもった協働で、人口減少社会に対応した多様な協 働につなげる。
- (2) 市民参加・市民協働で進めてきた小金井市の男女平等、男女共同参画への取り組みを活かすことができる。
- (3) 現在DV等の相談において専用のスペースがないが、今回専用スペースが確保できる。
- (4) 男女共同参画に関わる多くの市民サービス部門と連携し、行動計画を推進し やすい体制の構築

組織改正に係る移転概要図





MC